

和泉市地域生活支援拠点等整備事業の
登録ガイドライン
(事業者向け)

和泉市 障がい福祉課

令和8年8月作成

目次

- | | | | |
|---|--------------|---------|------|
| 1 | 地域生活支援拠点等とは | ・ ・ ・ ・ | P. 1 |
| 2 | 拠点の機能について | ・ ・ ・ ・ | P. 1 |
| 3 | 和泉市の整備状況について | ・ ・ ・ ・ | P. 2 |
| 4 | 事業所の拠点登録について | ・ ・ ・ ・ | P. 4 |

1 地域生活支援拠点等とは

○概要

障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のことです。

○目的

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や病院、親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援する。

⇒本人も家族も安心できる地域生活及び本人の希望に応じた施設等から地域生活への移行

2 拠点の機能について

相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障がい者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）
専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や強度行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

※地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号）

3 和泉市の整備状況について

本市では令和3年度より、『面的整備型』（地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する形）で整備を進めています。

①事前登録制

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に登録・把握することにより、緊急事態において、必要なサービスの調整や相談その他の必要な支援を基幹相談支援センター（拠点コーディネーター）が中心となって実施しています。

事前登録の要件は以下のとおりです。

- ・障がい者本人が18歳から64歳まで
- ・和泉市内で家族（介護者）と同居
- ・短期入所の支給決定を受けている。
- ・障がい支援区分が1以上
- ・計画相談支援を利用している。

※登録時点での状態等とします。

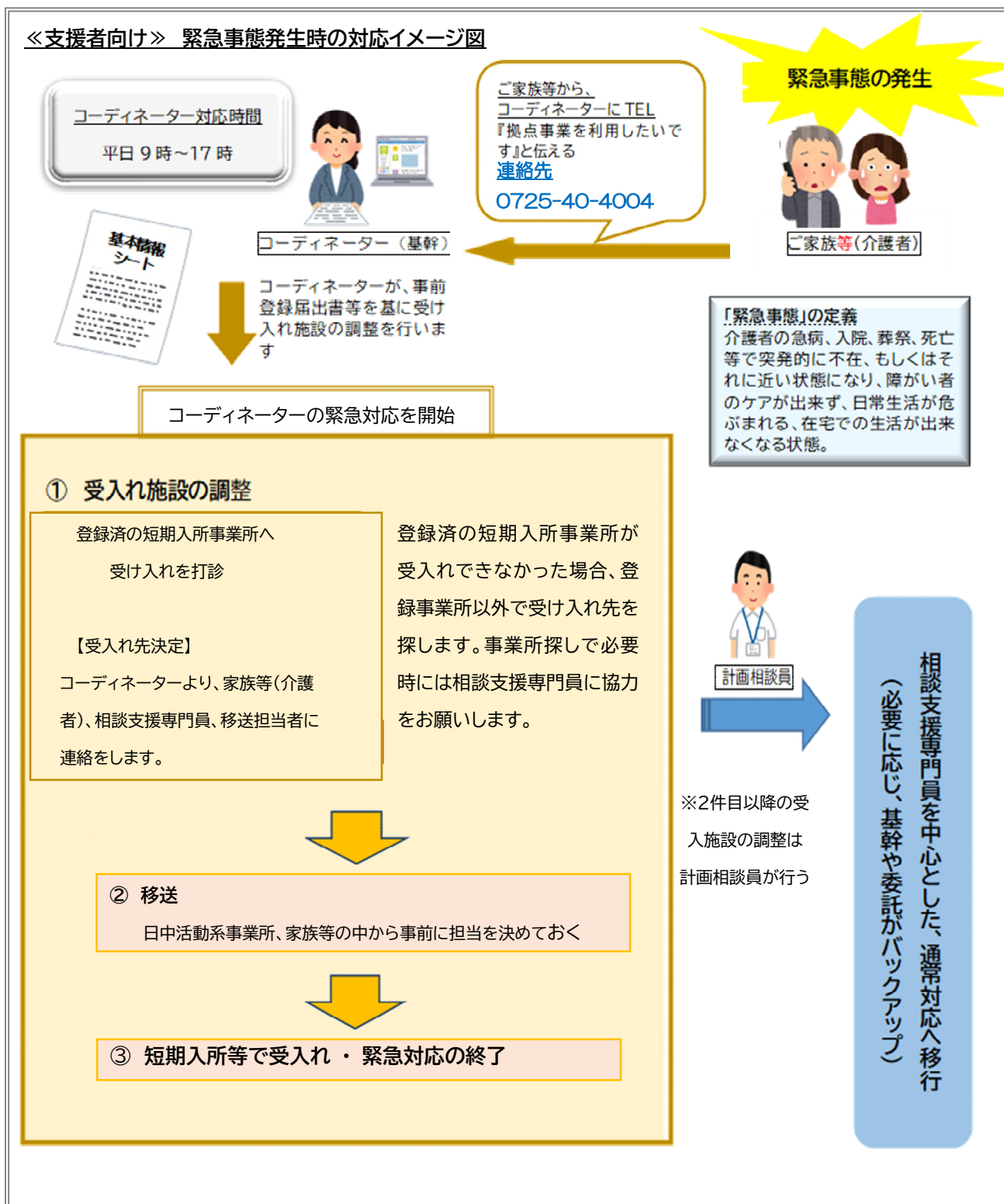
事前登録の流れ



本人や家族、事業所の方は相談支援専門員と相談し、家族（介護者）の急病などの緊急事態が発生する可能性など、今後の生活の見通しを立てます。事前登録すべきかどうか検討を行い、必要であれば、事前登録の手続きを行います。

②緊急時の受入れ・対応

事前登録制により、下記のとおり緊急時対応を行います。



4 事業所の拠点登録について

和泉市における面的な体制の一翼を担う事業所（和泉市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）については、運営規定に定めている機能のいずれか1つ以上を規定し、運営規定（案）とともに市（障がい福祉課）へ届け出をする必要があります。

○手続きの手順について

（1）事前協議

市（障がい福祉課）と事業所との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有します。

（協議項目）

- ・和泉市の地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題
- ・実際に支援を行う場合の連携方法
- ・整備状況の公表に係る周知方法
- ・事業所の体制
- ・登録申請に至った経緯 など

※短期入所事業所については、以下の体制を確保することが可能かどうかについても確認させていただきます。

- ・緊急事態における相談において即時の受け入れができる体制
- ・当該事業所での利用実績のない利用者の受け入れができる体制
- ・夜間又は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日においても、受け入れができる体制
- ・当該事業所において受け入れができない場合は、他の拠点等の認定を受けた事業所又は他の障がい福祉サービス事業所等と連携し、対応を図ることができる体制

（2）運営規定の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規定にその旨の記載が必要です。

記載例については、P. 6を参照してください。

（3）市（障がい福祉課）へ必要書類の提出

- ・和泉市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）
- ・担う機能を規定した運営規定（案）
- ・必要に応じて、市（障がい福祉課）が指示する書類

（4）市（障がい福祉課）で内容を精査後、決定を行う

事業所に対して、和泉市地域生活支援拠点等（登録・変更）通知書（様式第2号）を送付します。

- (5) 市（障がい福祉課）への登録が決定した事業所は岸和田広域事業者指導課へ加算届出を行う

運営規定（案）⇒運営規定に変更し、登録結果通知書とともに、事業所指定先である岸和田広域事業者指導課へ届け出てください。

※相談支援事業所については、指定先が市（障がい福祉課）となりますので市（障がい福祉課）へ加算届出を行ってください。

- (6) 事業所は運営規定を岸和田広域事業者指導課に届け出たことを市（障がい福祉課）へ報告

速やかに市（障がい福祉課）へ報告するようお願いいたします。

- (7) 市（障がい福祉課）は登録が完了した事業所をリストに掲載

和泉市では、登録が完了した事業所をまとめた『和泉市地域生活支援拠点等登録事業所一覧』を作成しております。

加算届出を行った後、市（障がい福祉課）へご連絡ください。

この一覧はホームページに掲載しています。

- (8) 短期入所事業所は緊急時受け入れの相談及び対応を行った場合、市（障がい福祉課）へ報告

和泉市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（様式第6号）を作成し、市（障がい福祉課）へ提出してください。

また、受け入れ対応をした場合、和泉市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（個票）（様式第7号）もあわせて提出してください。

○運営規定の例について

運営規定への記載の仕方については、下記を参考にしてください。

(実際に担う機能を規定してください。複数の機能を担う場合は、複数記載してください。)

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、和泉市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項及び第4項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 相談機能

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供機能

障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障がい者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や重度行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

※ 「常時の連絡体制の確保」については、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定要件の一つである「24時間の連絡体制の確保」と同様に考えます。

○留意事項通知第四の1の(2)の③の(二)のイ 24時間の連絡体制

「24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めます。

障がい福祉サービス等報酬の中に、上記内容の他に、拠点事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携を整えるための連携担当者を拠点事業所に1名以上配置し、指定を受けた行政庁（和泉市であれば岸和田広域事業者指導課）へ届出を行うことで、算定ができる加算があります。（※1）

拠点等を実施する事業者は登録が必要となります。登録手順については下記の手順に従い、和泉市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱や報酬告示、留意事項通知などの各種関係通知の趣旨目的、内容をご理解いただいたうえで行ってください。（単に拠点等であることを運営規定に規定する旨の届出をしたことのみをもって加算を算定することは認められません。）

報酬請求にあたっては、最新の報酬告示、留意事項通知などの各種関係通知等の内容をご確認いただいた上で行ってください。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものとなっています。

（地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号））